

判 決
主 文

被告人を懲役 2 年 6 月に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第 1 刑務官として、領置物品の管理等の業務に従事していたものであるが、令和 5 年 7 月 31 日、和歌山市加納 383 番地所在の和歌山刑務所において、A から指輪 1 個（時価約 6 万 5 000 円相当）を領置し、同所所長 B のために業務上預かり保管中、令和 6 年 3 月 30 日、同市 a 町 b 番地所在の有限会社 C において、自己の用途に充てる目的で、前記指輪を現金 2 万 3 500 円で質入れし、もって横領し、

第 2 刑務官として勤務していたものであるが、

- 1 令和 6 年 7 月 9 日から同年 9 月 4 日までの間に、前記和歌山刑務所総務部会計課において、同所に置かれた金庫内から領置品である同課課長 D 管理の指輪 1 個（時価約 9 万円相当）を窃取し、
- 2 同年 10 月 26 日、前記和歌山刑務所総務部会計課において、同所に置かれた金庫内から領置品である前記 D 管理の指輪 1 個（時価約 8 万円相当）を窃取した。

(証拠の標目)

省略

(法令の適用)

省略

(量刑の理由)

刑務官であった被告人は、受刑者の貴重品が保管されている金庫の位置や保管状

況を熟知している中、判示の横領及び各窃盗に及んだ。被害金額は合計約 23 万円と相応に大きく、犯行の発覚を防ぐため代替品を用意するなど、態様は計画的といえ悪質である。被告人は、本件に至る経緯として、広域異動に伴って手当（給与）が減少したことなどから多額の借金を抱えたなどというが、国家公務員として通常は適切に対処可能な事情と考えられ、特段酌むべきものとはいえない。その解決方法として、金銭を得るため犯罪を選ぶのみにとどまらず、領置物品の適切な管理といった刑務官の職責に背き、立場等を悪用した本件各犯行を決断するに至っており、かかる意思決定については、特に厳しい非難を免れない。

以上によれば、被告人の刑事責任には重いものがある。他方、被害品が還付され、被害品を買い取った質店にも被害弁償がなされていること、被告人が罪を認め反省の態度を示していること、妻が出廷し、今後の監督や支援を誓約していることに加え、これまで前科前歴がないこと、本件により懲戒免職の処分を受け、社会的な制裁を受けたこと等の酌むべき事情を斟酌すれば、被告人について、主文の刑を科してその責任を明確にしつつ、刑の執行は猶予することが相当であると判断した。

（求刑 懲役 2 年 6 月）

令和 7 年 9 月 10 日

和歌山地方裁判所刑事部

裁判官

小林 薫